

群馬パース大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

群馬パース大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神である「平和で公正な社会の発展」を踏まえ、学則において「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、…（中略）…国際社会、地域社会に貢献する」という使命・目的を具体的かつ明確に規定し、簡潔な文章で表現している。学部・学科ごとの教育目的を定め、それらの個性・特色を明示し、社会情勢と実情を踏まえながら教育目的の見直しを行うなど変化に対応している。使命・目的及び教育目的の策定及び見直しをする際には、学長が教授会、研究科委員会の意見を聴き、教職員の幹部を構成員とする大学協議会をはじめ、法人運営会議、理事会の議を経て承認するというプロセスを踏むことで、役員、教職員の理解と支持を得るような組織づくりがなされている。使命・目的及び教育目的を「中長期目標・中長期計画」や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させ、教育研究組織の構成との整合性を備えた体制を整えることで、社会のニーズに応じた人材の養成を行っている。

「基準2. 学生」について

学部・学科・研究科ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、公表している。アドミッション・ポリシーに基づき多様な学生を受入れ、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。教職協働による学修支援体制を整備し、TA(Teaching Assistant)制度により採用された大学院生が、学部教育活動や実習科目の補助を行い、学修支援の充実を図っている。就職支援については、キャリア支援室が中心となり、学科の特性に合わせたキャリア支援体制を整備している。学生生活の安定のための生活指導や課外活動支援、大学独自の奨学金制度による経済的支援を実施している。教育・研究を支援するための情報ネットワークの利用環境を適切に整備し、バリアフリーをはじめとした施設の利便性に配慮した学修環境を整備している。学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、各学科の担任やチューター及び学生支援センター等、複数の窓口が設定されている。

〈優れた点〉

○グループ会社内に就職支援や再就職支援を行う部署を立上げ、多くの実績を上げている点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科・研究科ごとに策定し、ホームページ及び学生便覧等を通じて周知している。学部、研究科の単位認定は履修規程に基づいて実施している。カリキュラム・ポリシーは、各学部、学科及び研究科の特色を明確にした上でディプロマ・ポリシーとの一貫性を有し、それに沿った教育課程が体系的に構成されている。教養教育は、各学部等と同等に位置付けられた教養部により適切に実施されている。教授方法の改善のため、教員間の相互授業見学や教育研修が実施されている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のために、卒業時アンケート、卒業生の就職先意見聴取等を行い、ディプロマ・ポリシーの項目に関する達成度の検証を行っている。学生による授業アンケートの結果は各教員にフィードバックされ、各授業科目における教育内容・方法及び学修指導の改善のために活用している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、大学協議会規程に基づき大学協議会を設置している。教授会は、教学マネジメントを適切に行う上で必要な事項を調査・審議するために各委員会を設置している。各委員会の全ての審議結果は学長に報告され、承認を受けることが定められており、権限の適切な分散と責任が明確化されている。大学・大学院の教員は、設置基準を満たしている。教員の昇任等は、教員評価規程に基づき、評価対象教員全員に自己評価報告書・教員個人調書・教育研究業績書等を提出させ、教員評価委員会の審査を経て、人事委員会で決定している。教育研究活動の質を向上させるために FD(Faculty Development)研修会を継続的に実施するとともに、教職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)研修、ワークショップ、事務職員研修等の活動が組織的、計画的に展開されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

組織倫理に関する規則等に基づき適切に運営されており、法人運営及び大学運営に関する情報を適切に公表している。使命・目的の実現のために「中長期目標・中長期計画」を策定し、確実な執行に努めている。人権保護、ハラスメント防止、危機管理は規則を整備して周知し、その啓発に努めている。寄附行為等に基づき理事会等の意思決定体制を整備するとともに法人運営会議を設置して経営と教学の意思疎通・連携・協議を円滑にし、使命・目的及び教育目的の達成に向けた意思決定体制を適切に機能させ、理事長の意思を教学にも反映させている。監事は、理事会・評議員会に毎回出席するとともに、適切に監査報告書を作成して報告している。「中長期目標・中長期計画」をもとに年度方針が策定されるとともに、各学科・委員会等から提出された予算申請を集計し、予算案を編成している。会計処理は学校法人会計基準及び経理規程等により適切に行われている。

〈優れた点〉

- 寄附募集における取組みとして、寄附金額 10,000 円以上の寄附者を対象に、葉をモチーフとしたメモリアルプレートを作成・校舎内に常設展示する等、寄附意欲につながるような工夫を図っていることは評価できる。
- 寄附金控除型のクラウドファンディングを活用していることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は、内部質保証の恒常的な組織として、自己点検評価委員会を設置している。自己点検評価委員会は、毎年度実施する自己点検・評価を主導し、評価項目を所轄する各委員会の委員長、各学科長、事務責任者等と連携して自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を発行して学内外に周知している。三つのポリシーの達成状況及び学修成果の測定・評価指針としてアセスメント・ポリシーを定め、教員と職員が協働してエビデンスを収集するなど自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を大学全体で共有している。IR推進室が大学の運営に役立つ情報を集約・分析し、全学的に提供する役割を担うことによって、内部質保証について自己点検評価委員会の活動を支援している。

総じて、大学は 3 学部 7 学科からなる医療系の総合大学として、建学の精神のもとで、豊かな教養と人間愛を兼備えた国家資格を有する多くの保健医療専門職の人材を輩出し、地域の医療の発展に貢献している。先端医療科学研究センターを設立し、学内外の組織と密接に連携して先駆的医療科学研究を推進している。学校法人と大学の意思疎通、連携、協働が円滑に行われ、機動的な意思決定が成され、スムーズな管理運営が行われており、地域住民の健康と福祉に貢献する多様な活動や事業の推進により、地域に貢献する大学として発展することが期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域への貢献」「基準 B.国際交流の推進」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 先端医療科学研究センターの研究成果と一般公開による地域貢献
2. ワンランク上の医療専門職・研究者・教育者等を目指すことを可能としている

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神である「平和で公正な社会の発展」を踏まえ、学則において「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、…（中略）…国際社会、地域社会に貢献する」として具体的かつ明確に設定され、簡潔な文章で表現されている。大学は、学則に定める使命・目的を達成するため学部・学科ごとの教育目的を定め、個性・特色を明示している。

大学は、令和 6(2024)年度に大学院の目的及び教育目的の見直しを行うとともに、リハビリテーション学部の教育目的の見直しを行うなど、社会情勢と実情を踏まえながら変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命・目的及び教育目的の策定及び見直しをする際には学長が教授会、研究科委員会の意見を聴き、教職員の幹部を含む大学協議会をはじめ、法人運営会議、理事会の議を経て承認することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。建学の精神、使命・目的及び教育目的は、学生便覧や学内での掲示によって学生、教職員に周知されているほか、学外へはホームページ等で公開している。使命・目的及び教育目的は、現在の「中長期目標・中長期計画」や三つのポリシーに反映されている。3 学部 7 学科、大学院 1 研究科や附属施設としての各センターによって構成される教育研究組織との整合性を備え、社会のニーズに応じた人材の養成を目指している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科・研究科ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やホームページ等により公表するとともに、進学ガイダンスやオープンキャンパス等で直接説明し、浸透を図っている。

入学者選抜試験は、アドミッション・ポリシーに基づいて学部・学科の特色、専門分野の特性に応じた能力を持つ学生の確保を目的として、「学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）」を多面的・総合的に評価・判定するため、各入試区分の特徴に合わせた評価方法を設定している。入学者選抜の検証は入試委員会が行い、適切に改善を図っている。

学長のリーダーシップのもと、入試委員会及び入試広報課が中心となり適切な実施体制を確立し、安定した入学定員充足率を維持する努力を行っている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修支援体制の計画、実施については、学事予定及び時間割の作成、教育課程の編成、履修登録管理やキャップ制の遵守といった単位認定等に関すること、出欠席の管理、成績の管理、修学ポートフォリオの管理、教育機器の保守点検、単位認定、進級・卒業判定基準の遵守等、教学に関する業務全般を教務委員会が担い、運営している。

学生の学修支援の充実として、「群馬パース大学大学院ティーチング・アシスタント(TA)に関する規程」に基づき採用された大学院生が、学部教育活動や実習科目の補助を行い、学生の学修支援の充実を図っている他、全学的にオフィスアワー制度を導入し、学生の講義に対する質疑に対応している。障がいのある学生への配慮、中途退学・休学及び留年者への対応については、学科長のリーダーシップのもと、各学科で検討し、それぞれの教育課程の特徴を踏まえた支援を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援室が中心となり、学科ごとに調整を図りながら、学生のキャリア支援を行っている。キャリアコンサルタントの資格を有する専門のスタッフや相談業務に当たるスタッフを配置し、キャリア相談等に対応している。各学科におけるキャリア教育やインターンシップへの参加支援を積極的に推進し、キャリア支援体制の強化を図っている。

就職支援については、キャリア支援室が中心となり、求人票の管理、学内合同進路相談会の開催、学外で実施される就職説明会の周知、就職希望者への支援を行い、就職に対する相談・助言体制を整備している。

〈優れた点〉

○グループ会社内に就職支援や再就職支援を行う部署を立上げ、多くの実績を上げている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援センターが中心となり、各種学生サービスや、奨学金等の経済的な支援、障がいのある学生への支援等を行っている。

健康管理センターの窓口として、学生の健康管理業務を担う保健室を設置している。保健室には、看護師又は養護教諭の資格を持つ非常勤職員が常駐し、日々の保健室業務とともに学生の健康に関する不測の事態にも対応できるような体制を整えている。また、学生の心理的援助・発達・回復を支援するために学生相談室を設置し、臨床心理士・公認心理師の資格を有する専任教員及び非常勤のカウンセラーが学生の心的な相談、心的支援を行う体制が整っている。

学生への経済的支援として大学独自の学業奨励奨学金制度を設け、学生の経済的な支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地は、大学設置基準第37条による基準校地面積を上回る校地を有しているとともに、建物は改正建築基準法による耐震基準を満たし、設計され、十分な構造安定性を備えている。各教育課程に基づき、適切に実習室が設置され、教育目的に応じて有効に活用している。1号館に図書館、4号館に図書室を整備し、長時間の学修や研究のための利用を可能としている。図書館には、2人の司書と2人の非常勤職員を配置し、適切な運営と利用者サービスに努めている。電子リソースとして電子ジャーナルや文献検索データベースを体系的に整備し、インターネット環境があれば、学内外問わず利用が可能となっている。教育・研究を支援するため、情報ネットワークの利用環境を適切に整備している他、バリアフリーをはじめとした施設の利便性に配慮した学修環境が整備されている。各教育課程の特色に適したクラスサイズの設定を行い、授業を行うに当たって適切な学生数を管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会が学修環境に関する学生の意見・要望を把握するために、全学年の学生を対象に、年に1度、「学生生活実態・満足度調査」を行っている。同委員会が結果を分析し、各学科にその内容を共有している。学科単位で改善策等を検討し学生の意見・要望に対応している。

学修支援や学生生活に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、各学科の担任やチューター、学生支援センター等、複数の窓口が設定されているが、受付けた窓口で適宜対応している。専門的な対応が必要な場合には、学生支援センターや健康管理センターを経て、学生相談室や保健室等が連携し、学生を支援する仕組みになっている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科・研究科ごとに策定し、ホームページや学生便覧等を通じて周知している。

学部・研究科の単位認定は履修規程に基づいて実施している。成績評価はシラバスに示した学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定められた成績評価基準に基づいて実施している。進級は学科ごとに定めた基準に基づき、学部別の進級判定会議と教務委員会の議を経て学長が承認している。卒業は、学部別の卒業判定会議、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認する形で厳正に判定している。研究科の修了認定は定められた基準に基づき、修了判定会議、研究科委員会の議を経て学長が承認することにより厳正に適用している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準はホームページ、学生便覧にて適切に周知している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科及び研究科においてカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧等で周知している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性とカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成状況はカリキュラムマップに明示している。シラバスは科目担当者が作成し、各学科教務委員である点検者が「シラバスチェック表」に基づき確認している。学部においては、履修登録可能な単位数の総数を年間 48 単位と定めることにより、単位制度の実質が保たれている。

教養教育は、学部と同等に位置付けられた教養部により適切に実施されている。教授方法の改善のため、教員間の相互授業見学や教育研修が実施されている。また、「学生による授業アンケート」の結果を踏まえて各教員が授業改善計画を立案し、FD 委員会が取りま

とめている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果は、アセスメント・ポリシーに定める各評価指標に基づき各学科・研究科内で点検・評価し、その結果は、教学マネジメント会議を通じて全学的に共有している。また、学生の学修状況は学務系基幹システムによって管理し、学生指導を行う教員が随時閲覧し、学修支援に活用している。

資格取得状況は、国家試験対策委員会、就職状況は、キャリア支援室運営委員会が各学科と協力して集約・分析し、全教員にフィードバックしている。卒業時アンケート、卒業生の就職先意見聴取結果は、ディプロマ・ポリシーの達成度の評価指標として活用している。学生による授業アンケートの結果は、各教員にフィードバックされ、各授業科目における教育内容・方法及び学修指導の改善のために活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の役割等を明確に規定した上で、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、大学協議会規程に基づき大学協議会が設置されている。また、学則に基づき教授会が設置され、教育研究に関する重要事項を審議している。

使命・目的を達成するための教学マネジメントにおいて、大学協議会規程に基づき、教

学マネジメント会議が設置され、全学的な教育課程編成方針等を策定している。

教授会は教学マネジメントを適切に行う上で必要な事項を調査・審議するために各委員会を置いている。各委員会の全ての審議結果は学長に報告され、承認を受けることが定められており、権限の適切な分散と責任が明確化されている。

事務組織規程で職員の配置を定め、大学・大学院の全ての会議に必ず職員を配置するとともに、各種委員会等の規則においても担当する部署を明確にしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準や養成施設指定規則に定められた教員数を上回るよう確認しながら、教育の質を担保するための学科別・職位別教員定数を定めている。教員の採用に当たっては、公募を基礎とし、教員審査委員会で人事規則に基づき審査され、教授会、大学協議会の議を経て人事委員会で採用が決定されている。教員の昇任等は、教員評価規程に基づき評価対象教員全員に自己評価報告書・教員個人調書・教育研究業績書等を提出させ、教員評価委員会の審査を経て、人事委員会で決定している。

学部 FD 委員会及び大学院 FD 委員会がそれぞれ学生アンケート、研修など FD に関する取組みを実施するとともに、学部 FD 委員会においては教員間の相互授業見学や定期的な内容の見直しなどを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全学教職員を対象とする SD の推進については、SD 委員会が設置され、年間活動計画に基づき教職員 SD 研修、ワークショップ、事務職員研修等の活動が組織的、計画的に展開されており、また、教職員研修の体系化を図るための資料が作成されている。

SD 委員会は、事後アンケート等により SD 活動に対するニーズを把握し、今後の研修計画の見直しを行っている。

事務職員研修については、階層別・部門別研修を含む研修体系を構築し、運用している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備については、原則として講師以上に個室の研究室を用意しており、各学科でも共同研究の取組みなどを通し、若手研究者の研究支援を行っている。

研究倫理に関する各種規則・行動規範の制定に加え、研究倫理審査委員会が厳正に審査を行うとともに、利益相反に関する審査が必要な場合には、利益相反マネジメント委員会がその審査を行っている。教員及び関係する職員全員の参加を必須とする研究倫理教育講習会並びに利益相反マネジメント研修会をそれぞれ年 1 回以上開催している。

学内研究費については、個人研究費、学内課題応募型研究費、附属研究所助成費などが配分されるとともに、科学研究費助成事業など学外研究費の申請を奨励し、共同研究の受入れも積極的に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は組織倫理に関する規則等に基づき適切に運営されており、法人運営及び大学運営に関する情報を法令に基づき適切に公表している。

「中長期目標・中長期計画」を策定し、計画の進捗状況や社会情勢等を確認しつつ理事会に諮り、適時見直しを図るなど、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

環境については、室温管理や通年輕装勤務、LED 照明化、ペーパーレス化など、人権については、ハラスメント防止規程、危機管理規程の制定、研修などにより配慮を図ってい

る。危機管理については、危機管理基本マニュアルを策定し、教職員にも周知しており、また、避難訓練も実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為等に基づき理事会等の意思決定体制を整備するとともに、法人運営会議を設置して経営と教学の意思疎通・連携・協議を円滑にすることを図るなど、使命・目的及び教育目的の達成に向けた意思決定体制を整備し、適切に機能させている。

理事会の運営も、適切な委任状の様式を設けつつ、十分な人数が出席した上で、理事の選任等の決定が適切に行われている。理事の職務分担に財務担当・広報担当・教学担当・地域連携推進担当といった担当制を設け、円滑な業務が遂行されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人運営会議を設置し、経営と教学の意思疎通を図りつつ、理事長の意思を教学に反映させる機能も担わせ、理事長のリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教授会、研究科委員会、全学教学運営委員会では、各下部組織からボトムアップされた教職員の提案について審議し、大学協議会、法人運営会議に提案している。

監事は、金融機関の監査業務の経験者 2 人が適切に選任されて理事会・評議員会に出席するとともに、監査計画書及びスケジュールを作成し、適切に監査報告書を作成して報告している。評議員は、適切に選任されて評議員会に出席しており、評議員会も適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中長期目標・中長期計画」において、大学の拡充計画や財務内容の改善などに関わる各目標と計画を掲げている。目標と計画をもとに年度方針が策定されるとともに、各学科・委員会等から提出された予算申請を集計し、進行年度の予算・実績対比の確認や収支バランスの調整を行った上で、予算案を編成している。

大学の収容定員は、毎年満たしており、学生生徒等納付金を主たる収入源とする大学の財務体制は健全に保たれている。収支バランスについても教育活動収支差額比率及び経常収支差額比率が全国平均値よりも大きく上回っている上、外部資金の導入についても高崎市等からの補助金交付や寄付募集、クラウドファンディングなどを積極的に行っている。

〈優れた点〉

- 寄付募集における取組みとして、寄付金額 10,000 円以上の寄付者を対象に、葉をモチーフとしたメモリアルプレートを作成・校舎内に常設展示する等、寄付意欲につながるような工夫を図っていることは評価できる。
- 寄付金控除型のクラウドファンディングを活用していることは評価できる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に準拠し、経理規程及び経理規程施行規則に則し、適正な会計処理の実施に努めている。

会計監査については、公認会計士による外部監査と監事による学内監査が実施されている。監事監査については、監事監査規程に基づき作成された監査計画及び監査スケジュールに沿った監査が行われている。また、内部監査室による会計監査を適切に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則や自己点検評価委員会規程で内部質保証に関する自己点検・評価の実施や方針を明示している。内部質保証の恒常的な組織として、自己点検評価委員会を設置している。

自己点検評価委員会は、毎年度実施する自己点検・評価を主導し、評価項目を所轄する各委員会の委員長、各学科長、事務責任者等と連携して、自己点検評価書を発行して学内外に周知している。自己点検評価書は全学教学運営委員会及び大学協議会の議を経て学長が承認している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育課程、施設や設備などの学修環境、学生生活・支援、就職活動、教育研究活動全般について自己点検・評価を定期的に行っている。三つのポリシーの達成状況及び学修成果の測定・評価指針としてアセスメント・ポリシーを定め、教員と職員が協働してエビデンスを収集するなど自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。その結果を独自の自己点検評価書として取りまとめ、大学全体で共有するとともに、ホームページで公開している。

IR推進室が大学の運営に役立つ情報を集約・分析し、全学的に提供する役割を担うことによって、内部質保証について自己点検・評価委員会の活動を支援している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果に関する PDCA サイクルは、三つのポリシーに関わるアセスメント・ポリシーの観点に基づき、自己点検・評価を自己点検評価委員会の主導のもと各委員会等と連携して実施している。

大学は、平成 30(2018)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受けた

結果、指摘事項の改善を行い、引続き適切な運営を行っている。また、令和 3(2021)年度に設置されたリハビリテーション学部は、令和 5(2023)年度に実施された設置計画履行状況等調査の結果を踏まえ、指摘事項の継続的な改善に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域への貢献

A-1. 地域への貢献

A-1-① 地域貢献へ向けた取り組み

【概評】

学則の第 1 条に掲げられている「地域社会に貢献する」目的を達成するために地域連携センターを設置し、地域社会に貢献する体制の強化と地域連携活動を進めている。その活動は、学会研究会や地方自治体主催の研修会、保健医療関係団体講演会への講師派遣、公開講座の開催、商工会議所と連携した人材育成プログラムの実施、高崎市教育委員会と連携した小学生向けイベントの開催など、多岐にわたっている。また、令和 5(2023)年度には新たに 21 団体との包括連携協定を締結し、地元産業界等との連携体制の強化を図っている。包括連携協定締結先からの意見調査を実施し、その結果を学部教育課程の編成に活用しており、教育の質の向上のために地域から大学が積極的に学ぶことを指向した取り組みとして特筆すべき点である。これらの活動は、年度ごとに地域連携センターが作成する地域連携推進に関する目標・計画に基づいて実施しており、活動実績は、具体的な数値で設定した活動指標と取り組み全体にかかるアウトカム指標によって年度ごとに評価し、その結果は、次年度の活動目標・計画に反映している。

基準 B. 国際交流の推進

B-1. 国際交流の推進

B-1-① 国際交流にむけた取り組み

【概評】

大学は、国際的視野を持ったリーダーシップのとれる保健医療専門職の育成を目的として国際交流センターを設置し、学生の国際交流活動を積極的に推進している。新型コロナウイルスの感染症拡大の影響で、令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までは、全ての国際研修プログラムが中止されたが、令和 4(2022)年度から活動が再開された。海外研修は、大学間協定を締結しているハワイ大学（アメリカ）及びリンカーン大学（マレーシア）への訪問に加え、ロサンゼルス（アメリカ）研修、ストックホルム（スウェーデン）研修、ハノイ（ベトナム）研修が開催されており、多くの海外研修は全学科希望者を対象としている。各プログラムは国際交流センターにおいて、旅行代理店や現地コーディネーターを交えて企画し、引率者は、国際交流センター会議において、決定した教職員が担当してい

る。海外研修の取組みの成果、問題点や改善点については、各研修に参加した学生及び引率者から提出される「海外研修参加報告書」に基づき国際交流センター会議にて協議し、改善を図っている。「学生生活実態・満足度調査」によって調査された研修に参加した学生の満足度は100%であり、質の高いプログラムが提供されている結果であることが分かる。また、「海外研修補助規程」に基づいて費用の一部を大学が補助する体制を整えていることは、学生の国際交流参加を支援するものとして特筆すべき点である。

これらの海外研修に加え、国内においても保健医療分野の国際的なつながりを学生に意識させ、海外に対する関心・意欲を高めること等を目的に、令和5(2023)年度には2回の特別講演が開催されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 先端医療科学研究センターの研究成果と一般公開による地域貢献

先端医療科学研究センター（本研究センター）は、学内組織（本学・大学院保健科学研究科）及び学外組織（医療系他大学、国立研究機関ならびに企業）と密接に連携して先駆的医療科学研究を推進することを目的に平成30年（2018）12月に設置し積極的な研究活動を行っている。学内の附属研究所運営委員会にて審議・承認された専任教員以外の研究者は、2024年4月現在、研究教授8名（常勤1名、非常勤7名）、研究准教授1名（非常勤、研究講師3名（非常勤）、研究員2名（常勤）である。これまで、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの新興ウイルス感染症に対し、PCR法をはじめとする迅速病原体検査診断法開発、変異株に対する新規検査法の開発、抗ウイルス薬の候補探索、変異株出現・流行予測ならびにワクチン効果予測に関する研究など、国内外において高い研究評価が得られている。主な共同研究は以下の通りである。

- ① 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ及びノロウイルス感染症に対する新規PCR検査・診断試薬の開発（本学・タカラバイオとの共同研究）
- ② 新型コロナウイルスに対する抗ウイルス薬の探索及び分子薬理学機構解明に関する研究（本学・国立感染症研究所・杏林大学との共同研究）
- ③ 新型コロナウイルスの進化とワクチン効果に関する研究（本学・国立感染症研究所・杏林大学との共同研究）
- ④ 非コロナウイルス感染症の病原体網羅解析に関する研究（本学・群馬大学・杏林大学・タカラバイオとの共同研究）
- ⑤ ノロウイルス不活化剤の新規開発に関する研究（本学・ニイタカとの共同研究）
- ⑥ 空間微生物制御装置の開発・改良に関する研究（本学・パナソニックとの共同研究）
- ⑦ 緑膿菌の薬剤耐性機構解明に関する研究（本学・国立感染症研究所・杏林大学との共同研究）

これらの研究成果は、年1回、本研究センター主催による講演会やシンポジウムなどで学生や市民に公開し、地域に貢献できるよう積極的な活動を行っている。

2. ワンランク上の医療専門職・研究者・教育者等を目指すことを可能としている

本学は看護学部（看護学科）、リハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科）、医療技術学部（検査技術学科、放射線学科、臨床工学科）の3学部7学科からなる医療系の総合大学で、これまで豊かな教養と人間愛を兼ね備えた国家資格を有する質の高い多くの保健医療専門職の人材を輩出してきている。養成職種数と養成人数（380名）の多さは群馬県内でトップクラスであり、群馬県及び近隣地域の医療の発展に大きく貢献し得るものである。さらに、大学院を併設しており、博士前期課程（看護学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域、リハビリテーション学領域、公衆衛生学領域）では、特徴ある教育カリキュラムにより2年間の教育、研究を通して自身の適性に合致した進路を選択することができ、それぞれの領域の修士号を取得できる。また、博士後期課程では、「医療科学」に焦点をあて、病気の予防や健康増進のための科学的エビデンスを構築しながら、国際的に通用する研究者、教育者等の道を歩むこともでき、学生

群馬パース大学

がワンランク上の医療人を目指すことを可能としている。

